復興庁令・省令

○復興庁令第一号
国土交通省

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年一月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
福島県知事が、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、福島特定埠頭運営事業（福島県の区域内の港湾において行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭の運営の事業であって、当該港湾における産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を定めた法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（法第六十四条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特定埠頭運営事業に対する港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十七条の三第一号ニの規定の適用については、同号ニ中「ものに限る。）及び」とあるのは、「ものであつて、これに附帯して高性能な荷さばき施設が整備されるものに限る。）及びこれに近接する岸壁その他の係留施設（水深が十二メートル以上のものに限る。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びに」とする。	福島県知事が、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、福島特定埠頭運営事業（福島県の区域内の港湾において行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭の運営の事業であって、当該港湾における産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を定めた法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（法第六十三条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特定埠頭運営事業に対する港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十七条の三第一号ニの規定の適用については、同号ニ中「ものに限る。）及び」とあるのは、「ものであつて、これに附帯して高性能な荷さばき施設が整備されるものに限る。）及びこれに近接する岸壁その他の係留施設（水深が十二メートル以上のものに限る。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びに」とする。

附　則

この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

省令

○総務省令第一号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九条の規定に基づき、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月四日

総務大臣　野田　聖子

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十四年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第九条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　［略］ 2　対象施設は、第一号に掲げる要件に該当する施設で、第二号に定めるものとする。 ［一　略］ 二　対象施設 ［イ・ロ　略］ ハ　休養施設　次に定める施設 ［(1)～(3)　略］ (4)　国際健康管理・増進施設（病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（全国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であって、外国人観光旅客の施	（法第九条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　［同上］ 2　対象施設は、第一号に掲げる要件に該当する施設で、第二号に定めるものとする。 ［一　同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　［同上］ ［(1)～(3)　同上］ (4)　国際健康管理・増進施設（病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であっ